



暴力団対策の不当要求防止責任者の選任についての意向調査

当協会におきましては、平成18年11月1日に「大阪府警備業協会暴力団等排除連絡協議会」を発足し、暴力団等反社会的勢力の排除に努めているところでありますが、各会員会社におかれましても、「暴力団対策法」に基づきまず不当要求防止責任者を選任し、暴力団からの不当要求による被害の防止に努めていただきたいと思います。

すでに選任されておられます多くの会員会社もありますが、まだ選任されていない会員会社におかれましては、早急に選任していただきますようお願いいたします。

この不当要求防止責任者の選任届出書は、事業所の所在地を管轄する警察署の刑事課に行っていただくこととなりますが、新たに選任していただきます会員会社が100社以上になりますと、講習会を当協会の会議室で実施していただける予定です。

つきましては、選任予定者数を事前に把握する必要がありますので、本日付で、会長、未来構想特別委員会委員長の連名により「暴力団対策の不当要求防止責任者選任の意向調査」の文書が発出されましたので、ご確認のうえ、新規に選任される会員会社につきましては、9月30日（水）午後4時までにご回報いただきますようお願いいたします。